



After voting for the suspension of the recognition of Israel, PLO leadership says Oslo agreement no longer stands 2018/PLO leaders also emphasise rejecting the recognition of Israel as a 'Jewish state'

第13章「オスロ合意」の正体(1993~2019年)

1 「オスロ合意」をふり返る (1) 広がる「オスロ合意」批判

Oslo Accords: Agreement



Rabin and Arafat sign Oslo Accords (September 13, 1993)

"We wish to turn over a new chapter in the sad book of our lives together – a chapter of mutual recognition, of good neighborliness, of mutual respect, of understanding. We hope to embark on a new era in the history of the Middle East."
– PM Rabin, at signing of Oslo Accords (Sep 13, 1993)

- ▶ Israel and PLO reach agreement (Sep 1993); key terms include:
 - Israel recognizes PLO as representative of Palestinian people
 - IDF gradually withdraws from parts of Gaza and West Bank, with authority transferred to a Palestinian Interim Self-Government Authority ("Palestinian Authority")
 - PLO recognizes Israel's right to exist and renounces violence
 - Palestinian Authority rule to last for interim period of up to 5 years, during which "permanent status" negotiations to occur
- ▶ Major issues such as borders, security arrangements, settlements and refugees not addressed; left for future negotiations
- ▶ After fierce debate, Israeli parliament ratifies Oslo Accords by small margin (Sep 1993)

in Washington, D.C. in 1993

Oslo Accords/Declaration of Principles on Interim Self-Government Arrangements

「オスロ合意」は、当時パレスチナの有識者のほとんどが批判、指摘したように、現時点からふり返るとその過ちは鮮明である。それは、パレスチナが益々イスラエルの従属下に置かれ、「暫定自治期間」の5年間で25年にわたって永続化させられている事に示されている。「土地と平和の交換原則」もない。なぜ、こ

のような事態に至ったのか？何が問題だったのか？

勿論、イスラエルが「オスロ合意」の実行を拒んでいることに、責任がまずある。その上で、PLO 指導部の決定的過ちは、第1に秘密に合意交渉を行ったこと、第2に直接単独で、国際的保障機関も設けずにイスラエルと合意すると言う、全くの墓穴を掘る出発点の方式に示されている。第3にしかも合意はパレスチナ国家は存在せず、「自治」のみである。当時の「マドリッド方式」、つまりアラブ諸国と共同し、ヨルダン代表団の一部とされたパレスチナ代表団の闘いの方式と内容こそ

発展させるべきであった。そこから公然と国際社会、アラブ諸国に担保された中で、ヨルダン代表団の一部からPLOを代表して認めさせる道をどうして取らなかったのか？

秘密にまとめ得る能力も専門知識もイスラエルより劣っていたPLOアラファト派の秘密交渉団は、当時のマドリッド代表団の努力と内容を踏みにじり、「入植活動停止」と言う入り口の話まで「最終地位交渉」へと棚上げにしてしまった。ここに決定的な過ちがある。しかも、その過った出発点が現在も永続化され続けているところに、パレスチナの闘いの困難がある。

on the 20th anniversary of the oslo peace accords
MIDDLE EAST STUDIES PRESENTS
HANAN ASHRAWI



OSLO: PROCESS VS PEACE

4.00-5.30pm
wednesday september 25th
salomon center 101

WATSON INSTITUTE FOR INTERNATIONAL STUDIES
MIDDLE EAST STUDIES
www.middleeastbrown.org

2013年(平成25年)9月13日 金曜日 13日版 12

進まぬ和平 共存遠く

イスラエル・パレスチナ オスロ合意から20年

イスラエルとパレスチナの共存を目指した「オスロ合意」から18日で20年。なぜ、和平交渉に終わりが見えないのか。交渉を見届けてきた2人に聞いた。(山崎和紀)

占領許すサインだった

「オスロ合意」は、パレスチナ側がイスラエルの占領地から撤退する代わりに、イスラエル側が占領地を建設し、封鎖し、検問所を建てた。問題は、いかに早く、イスラエルが占領地から撤退するかどうかと言う事だったのに、我々パレスチナ側がどれだけの責任を引き受ける能力があるかどうかと言う話にすり替わった。PLO はイスラエルに対する治安面や経済面の協力者とさせられた。『オスロ合意』にサインする必要は無かった。イスラエルに権力を行使させ、占領を続けることを許すサインとなった。イスラエルは、我々が『占領地の管理人』であることを望んだ。二国国家解決案は、非常に難しくなった。しかし、交渉は政治的意志と真の約束があれば、1ヵ月で決着する。その為には、米国が政策を変え、イスラエルの政策も変わらない会限り起こり得ない」と述べている。

世論は「離婚」望んでる

「オスロ合意」は、パレスチナ側がイスラエルの占領地から撤退する代わりに、イスラエル側が占領地を建設し、封鎖し、検問所を建てた。問題は、いかに早く、イスラエルが占領地から撤退するかどうかと言う事だったのに、我々パレスチナ側がどれだけの責任を引き受ける能力があるかどうかと言う話にすり替わった。PLO はイスラエルに対する治安面や経済面の協力者とさせられた。『オスロ合意』にサインする必要は無かった。イスラエルに権力を行使させ、占領を続けることを許すサインとなった。イスラエルは、我々が『占領地の管理人』であることを望んだ。二国国家解決案は、非常に難しくなった。しかし、交渉は政治的意志と真の約束があれば、1ヵ月で決着する。その為には、米国が政策を変え、イスラエルの政策も変わらない会限り起こり得ない」と述べている。

Hanan Ashrawi — Oslo: Process Versus Peace/Wednesday, September 25, 2013

「オスロ合意」から20年目の13年、マドリッド中東和平交渉団のパレスチナ側スポークス・パーソンとして献身したハナン・アシュラウイは「オスロ合意」についてインタビューに次のように答えている(「朝日新聞」2013年9月12日朝刊)『「オスロ合意」と呼びたくない。それはただの『原則宣言』で『和平合意』ではなかった。交渉を通じて紛争を政治的平和的に解決する事を承認した点で武装闘争時代の終わりだった。だが PLO などの指導部は、独立国家では無く、占領下に住むことになった。問題だったのは、段階的アプローチを適用したことだ。最終地位の協議に取り組みず『暫定』とされたことは、全てイスラエルにとって、『永久』となった。イスラエルは、この20年パレスチナ人の土地や資源を盗み、入植地を建設し、封鎖し、検問所を建てた。問題は、いかに早く、イスラエルが占領地から撤退するかどうかと言う事だったのに、我々パレスチナ側がどれだけの責任を引き受ける能力があるかどうかと言う話にすり替わった。PLO はイスラエルに対する治安面や経済面の協力者とさせられた。『オスロ合意』にサインする必要は無かった。イスラエルに権力を行使させ、占領を続けることを許すサインとなった。イスラエルは、我々が『占領地の管理人』であることを望んだ。二国国家解決案は、非常に難しくなった。しかし、交渉は政治的意志と真の約束があれば、1ヵ月で決着する。その為には、米国が政策を変え、イスラエルの政策も変わらない会限り起こり得ない」と述べている。



Palestinian delegates Hanan Ashrawi (R) and Faisal Husseini attend the 1991 Madrid Peace Conference (October 30)
 Hanan Ashrawi/Haidar Abdel Shafi/Saeb Erekat /the joint Jordanian-Palestinian delegation

であることを認めさせる為に闘った。そして、入植活動の停止を求め、イスラエルがPLOと直接交渉する事を求め続けた。アシュラウイは、交渉の報告と協議の指示、対応を求めてフセインと共に立ち寄ったチュニジアのチュニスで93年8月、初めて「オスロ合意」となる署名入りの「原則宣言」を見せられたのである。アラファトらPLOを代表して来たマドリッド交渉団は、何も知らされず、又包括的和平のスクラムを組んできたアラブ諸国を、出し抜いてまとめ挙げていた秘密交渉の内容を、アシュラウイはこの時知ったのである。

しかも、マドリッド交渉団が擁していた各分野の専門家約600人の意見を聴く事無く、知識も情報も劣るマフムード・アッパース、アハマド・クレイといった素人が、まんまとイスラエルに乗せられた合意であった。アラファトらは、イスラエルを甘く見ていた。

それは、「9・9書簡」にアラファトの思想的武装解除、又は「リップサービス」のような甘い表現に、示されていた。既に第1章でも述べたように、ハナン・アシュラウイは「オスロ合意のすべての枠組みが、パレスチナ国家建設を阻止する為に、構築されている」というからくりを94年5月のインタビューで指摘している。パレスチナ側をテストし点検し、イスラエルの思惑に合意したら、次の段階を許すというからくりの中で、パレスチナ自治を、すべての分野でコントロールする仕組みが、イスラエルによって発明されていた。

PFLP: Oslo agreement represents Palestinian bourgeoisie September 15, 2015

又PFLPは、「オスロ合意」に反対を表明し続けて来たが、「オスロ合意」20周年に声明を発表し「パレスチナ交渉団は、疑わしい秘密交渉から直ちに撤退し、それに代えて国連とその機関決議にもとづく交渉に戻るべきだ」と訴えた。そして全てのパレスチナ政治勢力が一致団結して、占領に対決し、分裂を終わらせ民族統一を打ち立て、占領に有利な条件を覆し、我がパレスチナ人民の自由・独立・帰還の権利を前進させる時だと訴えた。イスラエルの国家テロ、入植者によるテロ、エルサレムのユダヤ化が行われている中で、米国やイスラエルの秘密交渉という欺瞞的なあり方を許すべきでは無いと主張した。

Israel-Palestine Liberation Organization letters of recognition September 9, 1993

「オスロ合意」の批判や欠陥は、既に述べてきたように「9・9書簡」に於ける力関係の非対称性に、まず明確であった。パレスチナ国の未来を主張したのはアラファト議長で、イスラエルは認めて来なかった。アラファトは、第19回PNC決議の希望「パレスチナ国家



独立宣言」と、その決議に違反した。「9・9書簡」では、第19回PNC決議と全く違った「共存」へと踏み出した。「非武装」への言及や、インティファダの闘いの途上にある、反占領抵抗運動の権利を否定した。そして、抵抗運動の同胞への「処罰」から「民族憲章の改定」まで、イスラエルへと差し出してしまった。PLOを唯認めさせる為に。

しかも、当時のヨルダン・パレスチナ交渉団の原則的闘いによって、PLOを認めざる得ない状況が作り出されていた。イスラエル・ラビン(ペレス)政権は、手強いハイダル・アブドルシャフィやハナン・アシュラウイよりも、彼ら交渉団のリーダーシップに取って代わりたいアラファト派の降服的態度の方に活路を見つけていったのである。当時、第1次インティファダを終息させることが、イスラエル政府の第一の命題であった。権力掌握の巻き返しを狙っていたアラファト・PLOは、パレスチナ代表団を信頼し戦略的に構えず、目先の復権に賭けた。昨日までの敵、しかも、全人民はそれと闘っている最中に、司令官は「講和条約」、又これまでとは掌を返したような「友好条約」とも言える「9・9書簡」によって権威を打ち立てようとした。浅薄と言う他にない。

(2) イスラエルの狙いとアラファト派の過ち



The Peace Process a Timeline

一方、イスラエル・ラビン首相は、PLOを交渉相手と認めたに過ぎない。しかもPLOを「パレスチナの『唯一』の合法的代表」と認めた訳では無かった。イスラエル政府は、当面の選択肢として、交渉団より御し易いと思われ、インティファダを終息させる為に、アラファト派を引き込んだのであった。それが上手く行かないと知ると、アラファトの責任としアラファト排除、抹殺によって、より御しやすいアッバース体制を望んだ。つまり、イスラエルの第1の狙いはインティファダ制圧であり、その相手として、アラファト・PLOを選び「イスラエルの安全保障の範囲」で「自治」であれ「国家」であれ、統治させようという考えであった。それらは第2に「オスロ合意」、つまり「暫定自治に関する原則宣言」文書に示されている。この文書の要は、パレスチナを従属させ、監視下に置き各分野でイスラエルの意志が貫徹する仕組みである。それは、第8条でまず示される。西岸・ガザ地区のパレスチナ人内部の公共秩序と治安は、パレスチナ警察が担当し、「イスラエルは外からの脅威に対する防衛責任ならびにイスラエル人の治安と公共秩序を維持する為に、イスラエル人全体への治安責任を引き続き保持する」として、陸・海・空は、国境管理を含めて、イスラエルの手に残され、又入植地も何の制約も受けない合意となった。第3に上記の各分野で、イスラエルの意志が貫徹する仕組みは、第10条「イスラエル・パレスチナ共同連絡委員会」の設置がそれである。あらゆる事、アラファト、関係者の移動やPLO指導部の自治区出入りまでイスラエルの掌握下に置かれてきた。ハイダル・アブドルシャフィらマドリッド代表団では決して陥らなかつた、であろう紛争解決手段も「イスラエル・パレスチナ共同連絡委員会」で交渉解決されるとし、紛争を「仲裁裁判所に委ねることも出来る」としているが、これも両者間の合意に委ねられている。

と知ると、アラファトの責任としアラファト排除、抹殺によって、より御しやすいアッバース体制を望んだ。つまり、イスラエルの第1の狙いはインティファダ制圧であり、その相手として、アラファト・PLOを選び「イスラエルの安全保障の範囲」で「自治」であれ「国家」であれ、統治させようという考えであった。それらは第2に「オスロ合意」、つまり「暫定自治に関する原則宣言」文書に示されている。この文書の要は、パレスチナを従属させ、監視下に置き各分野でイスラエルの意志が貫徹する仕組みである。それは、第8条でまず示される。西岸・ガザ地区のパレスチナ人内部の公共秩序と治安は、パレスチナ警察が担当し、「イスラエルは外からの脅威に対する防衛責任ならびにイスラエル人の治安と公共秩序を維持する為に、イスラエル人全体への治安責任を引き続き保持する」として、陸・海・空は、国境管理を含めて、イスラエルの手に残され、又入植地も何の制約も受けない合意となった。第3に上記の各分野で、イスラエルの意志が貫徹する仕組みは、第10条「イスラエル・パレスチナ共同連絡委員会」の設置がそれである。あらゆる事、アラファト、関係者の移動やPLO指導部の自治区出入りまでイスラエルの掌握下に置かれてきた。ハイダル・アブドルシャフィらマドリッド代表団では決して陥らなかつた、であろう紛争解決手段も「イスラエル・パレスチナ共同連絡委員会」で交渉解決されるとし、紛争を「仲裁裁判所に委ねることも出来る」としているが、これも両者間の合意に委ねられている。



Palestinian Finance Minister Shukri Bishara, left, shakes

hands with Israeli Intelligence Minister Yuval Steinitz after a press conference regarding a meeting of the Ad Hoc Liaison Committee during the 68th session of the United Nations General Assembly at UN headquarters, Wednesday, Sept. 25, 2013

JOINT ISRAELI-PALESTINIAN LIAISON COMMITTEE/

Ad Hoc Liaison Committee (AHLC)1993

つまり直接二者間の力関係に於いては、イスラエルの征服に成り兼ねず、アブドルシャフィ団長らの専門家を擁するマドリッド代表团はそれを良くわきまえていた。アブドルシャフィ団長は、パレスチナ当局とイスラエル政府間で、共同委員会を設立し、問題の解決に当たることを提案している。そしてその上で、「当局とイスラエル政府間では解決し得ない問題に関しては、双方ならびに米国・ロシア・エジプト・ヨルダン・シリア並びに国連による仲介機関に提出される」と述べて、国際化によって、イスラエルの合意不履行を縛る仕組みを提案していた。が、それらは「オスロ合意」の戦略的知力の欠けた、PLOアラファト派がこの重要性を自覚せず、アブドルシャフィらがPLO指導部に、提出して来たこの提案を無視した。その結果、現在の事態に至っている。つまり、米国依存で、紛争を解決しようとするPLOの姿勢である。

このようにイスラエル側は「オスロ合意」について暫定自治期間5年間で上手く進まなかった時の手立ても戦略的に考えて来た。東エルサレムの併合、国境、入植地、帰還問題などがイスラエルの要求する計画に合わず、又反占領抵抗運動が抑えられない限り、何時までも「暫定自治期間」を延ばし続けるというやり方であり、現にそれが93年の「オスロ合意」、94年5月4日の暫定自治期間の始まりから続いている。それでも、「オスロ合意」前のインティファダ状態よりも、イスラエルにとっては、現在の方が都合が良いのである。問題があれば、PAの責任とし必要なら西岸・ガザ地区で、合意以前と同じように封鎖・拘束を繰り返すのである。



Mustafa Barghouti/

Palestinian National Initiative (PNI) 17 June
2002/Haidar Abdel-Shafi/Ibrahim Dakkak/

ムスタファ・バルグーティ(パレスチナ民族イニシアチブ)は「オスロ合意」はこれまでのインティファダの成果を全て引き剥がし、パレスチナ社会に混乱を持ち込んだと批判している。「我々が欲していたものは、本当の独立と主権のある交渉と合意を求めており、オスロ合意は、そうでは無い」と批判した。南アフリカ共和国の自治区「バンツースタン」(Bantustan1951-1994/Republic of South Africa (RSA) がイスラエルに登場したと言っても過言では無いと述べている。93年「オスロ合意」から00年の第2次インティファダの間に102の新たな入植地が増え、これまでの入植地も拡充、拡大された。「オスロ合意」の結果、オスロ合意以前には、誰でもエルサレムやガザに行く事が出来たが、05年段階で703のチェックポイントが存在する事をバルグーティは指摘している。又パレスチナの市民運動、人民抵抗運動は、イスラエルの占領ばかりか、PAとも闘わざるを得ない実情を、バルグーティは明らかにしている。

パレスチナ自治政府(PA)は、05年時点で14万人の公務員を雇い、その内5万6,000人は警

察要員で、PA予算の34%を消費しているという。保健には8%、農業2%と較べるとその不均衡が伺える。バルグーティは、パレスチナ独立国家を闘い取るべく「オスロ合意」前に作られたネットワークや進展が「オスロ合意」によって、失われて来たことを告発した。

PLOアラファト派は、「国家政府」としての権力の役割と、それに反対する「人民運動」の役割も手離したく無かった。又イスラエルとの交渉の正式代表である「国家政府」と、同時に反占領闘争のリーダーシップも手離したく無かった。PLOの役割もファタハのこれまでの役割も手離せないのは、人民のハマース支持に見られるように、「イスラエル占領を許しているPA」と言う現実の一面を覆い隠して、人民の反占領の意志を背景に、対イスラエル交渉を有利に進めようとする、アラファト派の意志があった。93年時点でアラファトには力が無かった。被占領地インティファダはPLOアラファトに絶大な支持を与えていたが、それは「反占領闘争を闘うPLO・アラファト議長」に対してであり、イスラエルの占領を合法化するアラファトに対してでは無い。又アラブ社会でも在外パレスチナ社会でも、アラファト派は孤立していた。それは湾岸戦争でイラク支持した為ばかりか、PLO内の他の解放勢力から、それ以前から批判されて来た。アラファトは、米欧とイスラエルの力を利用して起死回生を試みた。



On May 4, 1994, then PLO Chairman Yasser Arafat and then Israeli Prime Minister Yitzhak Rabin signed the Gaza/Jericho Agreement in Cairo. Gaza-Jericho Agreement/1994 Cairo Agreement

アラファト議長は自分が導かなければ、パレスチナは独立国家を達成出来ないとする強い自負心は常々アラブ・パレスチナ民衆に勇気を与え、希望の道を指し示す指導力を発揮したのは事実である。そして、民族主義者であるが故に、シオニズムに屈しなかつた。

しかし、戦略的誤りは、今も混迷を代償としている。「入植地を残し、東エルサレムを併合したままのイスラエルの占領政策の正当化に寄与するに過ぎない」と、「オスロ合意」に反対したアブドルシャフィは、94年「カイロ宣言」直前に再び記者会見し調印に対する「拒否宣言」を発した。この「宣言」に署名した有識者人士は、以降パレスチナ自治政府(PA)によって、言論の自由を奪われる事態にも至った。

Palestinian People's Party (PPP) /Palestinian Communist Party (PCP) 1983/ Palestinian National Initiative (PNI)

ムスタファ・バルグーティは、自らがパレスチナ人民党 (PPP)を見限って「パレスチナ民族イニシアチブ」(PNI)を興した理由の中で、アラファト・パレスチナ自治政府(PA)がバルグーティを大臣に据える誘いを受けて断ったと述べている。しかし、PPPの書記長が96年工業相になり、他の人々同様に、パレスチナ自治政府(PA)の金に、パレスチナ人民党 (PPP)も制約されては反占領・民主パレスチナ国家建設の闘いに支障が出るとして、新しい道を歩み始めたと言っていた。バルグーティによると、ハマースとパレスチナ民族イニシアチブのみが、パレスチナ自治政府(PA)から財政的に一切の援助を受けていない組織であると言う。「オスロ合意」の過ちは、又パレスチナ自治政府(PA)の在り方・現在を作り出したのである。

2 「オスロ合意」の現実

(1) 「暫定自治」はどうなったのか？

Oslo II Map
Outlining Areas A, B, and C



Oslo II Accord (Taba Agreement) 28 September 1995/Interim Agreement on the West Bank and the Gaza Strip

93年の「オスロ合意」では、アラファト議長によれば5年後に暫定自治が終り、最終地位交渉も終えて、パレスチナ国家が生まれる筈であった。95年9月28日調印された自治拡大合意、通称「オスロⅡ合意」によれば、イスラエル軍は主要6都市から6か月以内に撤退し、更にパレスチナ立法評議会の選挙後18か月以内に三段階の追加撤退を行う事によって、西岸・ガザ地区は、パレスチナ自治政府(PA)の警察権と行政権によって統治される事が約束されていた。つまり、97年3月末には、パレスチナ全土の自治が行き渡る目論見であった。

Palestinian Central Bureau of Statistics (PCBS) /Demographics of the Palestinian territories

それから20年以上経った現在、西岸地区の人口は290万人、ガザ地区185万人、合計475万人へと増加した(2015年推定「パレスチナ中央統計局」による)因みに、パレスチナ中央統計局の15年推計によると、パレスチナ人総人口は1.237万人に達し、西岸・ガザ地区以外では、イスラエル内のパレスチナ・アラブ人147万人、それ以外のアラブ諸国などのパレスチナ外のパレスチナ人口は615万人である。しかし、エルサレムを含む西岸地区はイスラエル軍に占領されたままにあり、ガザ地区は封鎖されたままにある。既に17年のガザ人口は200万人を越えたという。



Palestinian Authority President Mahmoud Abbas chairs a meeting of the Palestine Liberation Organization (PLO) Executive Committee in the West Bank city of Ramallah on April 4, 2016

「オスロⅡ合意」で合意したA地区(パレスチナ自治政府・PAが行政権、警察権を掌握している地区)は、20年以上を経て、わずか西岸地区の18%(約1.018Km²)に過ぎないのである。(西岸地区の総面積は5.660Km²、ガザ地区は362Km²。しかし人口は、ガザ地区に38%が居住し、人口過密状態は1Km²に4.000人とされている)それでは他の西岸地区はどうなっているのか？B地区(イスラエル軍が警察権を持ち、PAが行政権を持つ地区)は、21%(3.452Km²)、C地区(イスラエル軍が、警察権、行政権など全て握って支配している軍政地区)は、今も61%(3.452Km²)に及んでいる。しかも、暫定期間中は国境、陸・海・空域もイスラ

エル支配下にあるばかりか、パレスチナ国家の首都となる東エルサレムが返還されるまでの暫定首都ラマッラーをシャロン首相が破壊した如く、又ネタニヤフ首相がガザを空・陸・海から蹂躪したように、A地区は02年インティファダ以来、イスラエル軍の下、随時イスラエル占領下に貶められている。



Quartet on the Middle East/Madrid Quartet 2007
(United Nations・United States of America・European Union・Russia)

こうした状態に、「オスロ合意」への希望が育つはずがない。さすがに、このイスラエル政府、特にネタニヤフ政権の占領の永続化には、平和を求める中東カルテット(国連・米・EU・ロシアの4か国によるパレスチナ・イスラエル中東和平イニシアチブ)も口を挟まざるを得ない。ジョージ・W・ブッシュ米国大統領の宣言した2003年「ロードマップ」以来の失敗にも関わらず、中東カルテットは継続活動し、16年6月末に国連安保理に「中東カルテットレポート」を提出した。その中で中東カルテットは、「永続的な占領と紛争の現実に終止符を打ち、両者が現存する諸協定を順守することが、緊急に必要」として、「C地区」の政策を変える事を求めた。



West Bank/Areas A・Areas B・Areas C

「C地区の70%はイスラエルが軍事用に独占的に使用しており、『オスロ合意』で決めたようにC地区のパレスチナ自治区への返還を求める」としているが、一向に進んでいない。中東カルテットですら、C地区でイスラエルが進めている入植地の新增設を止めるよう求め、C地区のパレスチナ住民の家の修繕や老朽化したインフラに対する修理を許可すら認めない状態を問題にした。ネタニヤフ首相は、9月「入植地撤去を求めることは、パレスチナ側がユダヤ人の居ないパレスチナを求めており、これを民族浄化という。けしからん」と発言するまで増長して領土返還を認めようとしなない。

C地区には、ユダヤ人入植者の大多数が住み、ユダヤ人の住居、インフラは快適に整備されイスラエル兵によって守られている。その一方で、パレスチナ人による開発や建設は、許可が下りず制限されている。C地区には約30万人のパレスチナ人が住み、「オスロ合意」の自治後もイスラエルの軍政・行政に支配されたままにある。この地域のパレスチナ住民は、生活に必要な水道網も、崩壊しそうな建物の改修もイスラエルの許可が必要とされて、イスラエルに管理されたままにある。「オスロ合意」後の90年代は、パレスチナ人が西



Barbed wire separating East and West Jerusalem at

第1次インティファダで度々グリーンラインは封鎖された。第2次インティファダが始まった00年代以降は、西岸地区内でイスラエルの検問所が増加し、移動の自由は奪われた。加えて02年からシャロン政権の「分離計画」によって造られた「分離壁」と西岸地区内のユダヤ人入植地をつなぐバイパス道路がパレスチナ人の土地を収用・分断して張りめぐらされ、パレスチナの街や村は陸の孤島のような有様である。

「オスロ合意」前には、イスラエルとパレスチナには日常的必要性の中で交流が当たり前存在した。「オスロ合意」後の90年代にもそれは制限され続いた。12万人のパレスチナ人が差別されながらも労働力としてイスラエルに働きに毎日通い、両国を隔てる検問所も少なかった。しかし、「テロ対策」の名で、実は西岸地区を将来手離さざるを得ない事を見越し、領土をイスラエルに必要な所を組み入れる為に、シャロン政権が02年「分離壁」を建設し始めた。



Israeli West Bank barrier 2002—

パレスチナ人を遮断しイスラエルと分離しイスラエルの保守の為に、領土も社会もパレスチナに犠牲を、再び押し付けてた。「分離壁」は、占領支配の不正義の象徴としてパレスチナに醜い姿で分断を貫いている。総延長は700Kmの計画で、17年6月現在、450Kmの「分離壁」が完成している。85%がパレスチナ側の領土に食い込んで建てられ、多くのパレスチナの村がイスラエル側に

併呑されている。この「分離壁」が完成すれば西岸地区の領土の13.5%をイスラエルは併合してしまう事になる。04年には、国際司法裁判所が国際法違反と判決し、解体を求めた。国連総会決議がその判決によって、「分離壁」の撤去を決議した。しかし、ネタニヤフ政権は無視し、「分離壁」の建設は続いた。人や物の往来は、パレスチナ側は厳しく制限され、窒息寸前と言える。これが「暫定」と言われた「自治」の姿である。

(2) パレスチナの首都—東エルサレムはどうなったのか？



An elderly Palestinian man performs the Friday prayer during the Muslim holy month of Ramadan, at the Mount of Olives with a backdrop of the Old City of Jerusalem East Jerusalem

東エルサレムに至ってはネタニヤフ政権による激しいユダヤ化政策によって、西岸地区から「分離壁」によって分断されるようになった。「オスロ合意」前までは、パレスチナ人の中心であった東エルサレムは、イスラエルの併合と「分離壁」によって衰退させられて来た。



Orient House/ the headquarters of the Palestine

Liberation Organization (PLO) in the 1980s and 1990s

暫定自治が始まった頃は、「オリентハウス」(オリエン

トハウスは、1897年エルサレムの名家フセイニー一家の威信を示す屋敷として建てられた。独皇帝やハイルシェラセ皇帝など賓客が訪れた事で知られる。戦後は、1948年英軍撤退後、ホテルとなったが、後にPLOの外交機能を持つ場として再生した)を中心にPLOの活動も多少は出来た。今では「公共の目的」を名目にパレスチナ人の個人の土地を接収するなど、東エルサレムはパレスチナ人に渡さない措置が数々、年々と合法的、物理的に作られてしまった。かつて東エルサレムは、パレスチナ人が集中して居住していた街であったが、イスラエル政権は、67年第3次中東戦争で占領し、直ちに東エルサレムを併合して、東西エルサレムを「永遠のイスラエルの首都」とし、入植地を旧市街を囲むように次々と作った。今では、東エルサレムに21万人を越えるユダヤ人が入植地を中心に居住しており、東エルサレム人口52万人の内の38.5%を占めている。イスラーム教徒のパレスチナ人は30万人超、キリスト教徒のパレスチナ人は12000人弱が住んでいる。

東エルサレムのパレスチナ人は、自治選挙の投票は「オスロ合意」によって許されているが、イスラエル政府とエルサレム市行政の管理下に置かれ、税金も東エルサレムが併合されている為、イスラエル政府が徴収しているのである。しかも、先祖代々住んで来たエルサレム市の市民でありながら永住権しか無く、国籍も市民権も与えられていない。もちろんパレスチナ側もイスラエル国籍を拒否している事情もある。

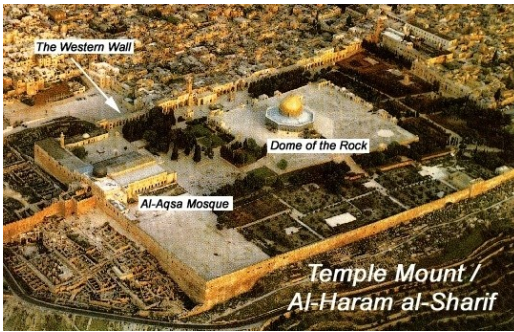
パレスチナの中心であった東エルサレムに代わってラマッラーが政治的中心を担い、エルサレムの経済活動も落ち込むばかりで、エルサレム在住パレスチナ人は82%が貧困ライン以下の生活を強いられ、教育も行き渡っていない。こうした劣悪な条件は絶望と憤怒にかられた10代の少年、少女たちによる一人一人のナイフやハサミなどを手にした決起を生んでいる原因である。



Israeli statesmen David Ben-Gurion and Yitzhak Rabin lead a group of soldiers past the Dome of the Rock in June 1967, during a victory tour following the Six-Day War. The dome in Jerusalem is part of the Temple Mount, the holiest site in Judaism and the third-holiest site in Islam. The Temple Mount, which Muslims know as Haram al-Sharif (the Noble Sanctuary), also includes the al-Aqsa Mosque and the Western Wall.

the Old City of Jerusalem/Al-Aqsa Mosque

加えてパレスチナの旧市街地は、ネタニヤフ政権によって「ユダヤ化」が急速に進められてきた。67年第3次中東戦争の開始直後のイスラエル軍の旧市街への突入、その後の占領の中でも、モーシェ・ダヤン国防相は、アルアクサ・モスクなどのイスラーム教の聖地の礼拝の自由を保障し現状を変えないと約束した。しかし、翌日には、二つの小さなモスクを含む135戸、650人住民が追放され、そこは広場に整地された。西エルサレムのパレスチナ人は、追放された。今ではエルサレムのユダヤ人が、昔住んで居たことを理由に、パレスチナ人の土地を取り上げ、東エルサレムの旧市街に2000人のユダヤ人が住み、宗教学校を割り込んで作りあげた。更に、ユダヤ神殿再建を求める動きがある。



al-Haram al-Sharif/Temple Mount/the Old City of Jerusalem/Adhan

旧市街の四つの区域(ユダヤ教、キリスト教、イスラーム教、アルメニア教徒の居住区)は次々と法的に「不法建築」などとしてイスラエルの法で良い様に「ユダヤ化」を計ってきた。12年8月に発表された「神殿の丘」入場に関する新法案が、15年9月から施行された。これまで

ユダヤ人の入場が禁止されて来たものが、ユダヤ人の「神殿の丘」入場時間が決められて礼拝可能となった。その結果「神殿の丘」とイスラエルが呼び、「ハラム・アルシャリーフ」とイスラーム教徒の呼ぶ地域は、イスラエル治安部隊に護衛されたユダヤ教徒の立ち入りが許され、それに伴って、イスラーム教徒の立ち入りは制限される事となった。既に述べたように67年以來の慣習で敷地内での礼拝はイスラーム教徒のみに認められていた事が、これまでの合意、約束を破ってユダヤ教徒優先へと進んできた。16年にはネタニヤフ政権は、アザーン放送禁止法案まで持ち出した。ラウンドスピーカーの使用を禁止し、つまりイスラームの礼拝者を消し去り、ユダヤ化をこんな形で進めているのである。抗議したエルサレム住民たちは大挙して屋根に登り肉声で一斉にアザーンを唱和して抗議を続けた。

イスラエルが、ユダヤ教徒の「神殿の丘」護衛礼拝を許し、イスラーム教徒の礼拝を制限して以降、パレスチナの若者の絶望的決起が広がった事は既に述べた。こうした抗議に対して一方的なイスラエル軍の射殺、更には撃たれたパレスチナの若者に更にとどめの一発を撃ち込む映像まで人権団体に告発された。イスラエル軍の虐殺によって、パレスチナの若者200数十名が犠牲になり、ハサミやナイフの決起で、イスラエル兵や民間人40人以上が犠牲となっている。そして、東エルサレムの衝突は、繰り返されている。

(3) 従属を深めるパレスチナ経済

「オスロ合意」(93年)とパリ国際支援会議に基づく「パリ合意」(94年)、「カイロ合意」(94年)、「オスロⅡ合意」(95年)を受けてパレスチナの経済は、当初の連邦国家の相手、ヨルダンでは無く、イスラエルに従属的組み込まれていった。第1次インティファダからパレスチナ人労働者がイスラエル側に働きに行く道路に数多くの検問所が作られた。西岸地区やガザ地区のイスラエルとの境界が封鎖されると、イスラエル経済も打撃を受けて、労働者としてルーマニア人、タイ人、フィリピン人などを受け入れ、パレスチナ人の労働者が排除されていった。

「オスロ合意」後の94年4月の「パリ合意」に基づいて「カイロ合意」で経済問題の具体的取り決めが成されて以降、これまでのイスラエル企業の下請け企業に変化して行った。これまでは、軍政下規制を厳しくし、認可制度によって下請けに留め、パレスチナ人をイスラエル領への労働者としていたものが、変化して来たという。「オスロ合意」後の中東和平交渉が始まると規制を緩め、イスラエルとの合併会社やイスラエル企業系列のパレスチナ工業や農業を育成し始め、これがイスラエル依存の経済を作り出していった。94年5月4日に「カイロ合意」が調印されると、自治によって、ガザ・西岸地区は、よりイスラエル経済に従属される道を進んだ。

パレスチナ自治政府(PA)とイスラエル政府の間に合同委員会が設置され、イスラエルの許可無しに何もできなくなった。金融機関を管理する権限はパレスチナ自治政府(PA)が持ったが、貨

幣はイスラエルかヨルダン通貨で、財政政策はイスラエルの下に置かれた。そしてスムーズに進むはずの自治拡大はイスラエルの占領政策に反対する闘いが続く分、弾圧、制裁、報復によってイスラエルとの境界封鎖、西岸地区一帯への検問所の拡大で、人や物の移動が遮断され、経済的打撃が広がった。こうした措置は、和平への幻滅を深め、ハマース支持勢力を増大させた。



Ahmed Qurei/Palestinian Economic Council for Development and Reconstruction(PECDAR)1993

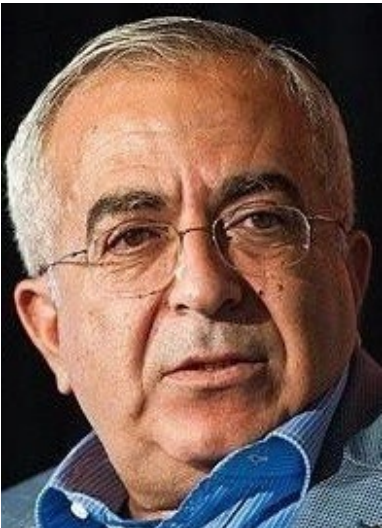
/Prime Minister of the Palestinian National Authority October 7, 2003 – January 18, 2005/

December 24, 2005 – March 29, 2006

Ariel Sharon/Prime Minister of Israel 7 March 2001– 14 April 2006

そこで95年に考え出されたのが、パレスチナとイスラエルの境界地帯に工業団地を建設し、パレスチナ労働者がそこで働くという案で、イスラエルにとっては、イスラエル領内の治安の予防措置であり、又パレスチナの安価な労働力を、継続的に使うことが出来るというものである。これはパレスチナ自治政府(PA)とイスラエルの

合作構想で、95年PA・アフマド・クレイ経済相も、境界沿いの工業団地を1億ドルで10カ所建設するという計画を示した。繊維製品の製造と加工・販売、革製品からハイテクや化学産業などが計画された。01年アリエル・シャロンがイスラエル首相に就くと、激しい弾圧と暗殺政策に抗して、第2次インティファダが拡大した。パレスチナ自治区の経済は、封鎖と移動制限によって、大きな打撃を受け、「世界銀行によれば、世界大恐慌やアルゼンチン経済危機を凌ぐGDP下落率という経済後退になった」と日本外務省も記したほどである。



Salam Fayyad/Palestinian Authority Government of June

2002/Ministry of Finance (Palestine)/

Independent

Prime Minister of the Palestinian National Authority 15 June

2007– 6 June 2013

02年アラファトを排除し、ファイヤードが財務相に就きアッバース内閣の新体制が始まると、国際社会は世界銀行パレスチナ財政信託基金を通じて、パレスチナ自治政府(PA)の財政改革を支援した。05年にはガザからイスラエル軍の撤退で、欧米日諸国もパレスチナ経済復興に向けて投資拡大に移った。しかし、06年1月パレスチナ立法評議会選挙でハマースが勝利し、07年イスマール・ハニーヤ首相が誕生すると、イスラエル政府は税徴収を制裁の道具に使い、公務員給与と支払いも滞り、外国投資も止まった。07年ファイヤード新緊急内閣発足で、西岸地区のみに対するアッバース体制支援が強化され始めた。



President of
Palestinian
Authority
Mahmoud
Abbas visits
Japan2005/
Prime Minister
Junichiro

Koizumi Visits the Middle East (Palestine) Thursday, July 13, 2006/the Corridor for Peace and Prosperity

日本は05年5月アッパース大統領らの訪日、小泉首相会談で、日本の経済支援を更に拡大し、当面1億ドルの対パレスチナ支援を約束した。06年小泉首相がパレスチナ自治区を訪問し、アッパース大統領支援、医療、衛生状況の改善と雇用創出の為の人道支援など約3000万ドルを約束している。この時に、将来のイスラエル・パレスチナ双方の「共存共栄」に向けた中・長期的な取り組みとして、地域協力を通じて、ヨルダンとの国境地帯、ヨルダン渓谷の経済開発を進める「平和と繁栄の回廊構想」を表明した。更に07年12月パリでのパレスチナ支援会議でも、日本は1.5億ドル支援を表明した。こうして08年7月「平和と繁栄の回廊構想」が、パレスチナ、イスラエル、ヨルダン、日本の閣僚会議で確認された。

まず、A地域区のジュリコに農業団地を建設し、日本は国際協力機構(Japan International Cooperation Agency・JICA)が関わりつつ農業団地建設、四者による農業技術協力で高付加価値の農産物生産中心に、実行体制をとるとした。パレスチナ自治政府(PA)にとっては一つのモデルとなっているが、これらも占領の既成事実化に利用されつつある。



Palestinian Economic Council for Development and Reconstruction (PECDAR)

Yezid Sayigh

経済問題に於いては、イエジド・サエギ(パレスチナ経済評議会初代表)が述べていた危惧、パレスチナ独立に向けて「われわれの経済をイスラエル経済から分離し、自分たちの能力を有するまで電気など、イスラエルでは無くエジプト、ヨルダンに依存すべきだ」と訴えていたように、イスラエルへの従属は深まった。

「オスロ合意」では、「イスラエル・パレスチナ経済協力委員会」設立が謳われた。その後の94年4月30日「パリ合意」によって、5月4日「カイロ合意」でより具体化されたが、それは第1に自治政府はイスラエルとの合意に基づく品目をイスラエルとは異なる関税率で輸入することが出来ること、第2に自治政府は通貨当局を設立、第3にパレスチナ独自通貨導入の問題は、継続協議とし、主要通貨は当面、イスラエルのシェケルとする事、第4にパレスチナ自治政府(PA)は税務機関を設立して、税徴収など直接租税政策を実施するといった事が確認されたが、結局イスラエルの国境治安下で封鎖が繰り返され、従属的状态は深まるまま、現在に至っている。しかも、P

Aの財政システムは、PLO時代から報告義務が無い杜撰さが克服できず、権力掌握に巨額が不適切に管理支配され、汚職や不正が広がった。これは、ファイヤード財務相時代にシステムは改善されたが、PAの予算配分や支出傾向は改善されている訳ではない。



Israeli New Sheqel/

Jordanian Dinar/

Egyptian Pound

イスラエル軍政下の経済にあって、パレスチナのこれまでの現実から「オスロ合意」を経ても、パレスチナ自治政府 (PA) の経済的基盤は依存によってしか成り立たない構造にある。こうした一連の「オスロ合意」後の経済は、対等な経済関係を謳い「パレスチナ・イスラエルの合同委員会で決定する」と言いつつ、イスラエル側の要求、必要な政策の下にパレスチナ経済を自立不可能に従属させる結果を生んでいる。又農業にも生活にも必要な水は、軍政下では常に不足して来た。ガザでは年間の水消費量は1億2000立法メートル必要とされ、その3分の2を自然降水で賄う。不足の3分の1は、西岸ヘブロン山脈に流れ出る地下水脈が水源である。



Mount Hebron /Hebron/ State of Palestine/ West Bank/ south of Jerusalem

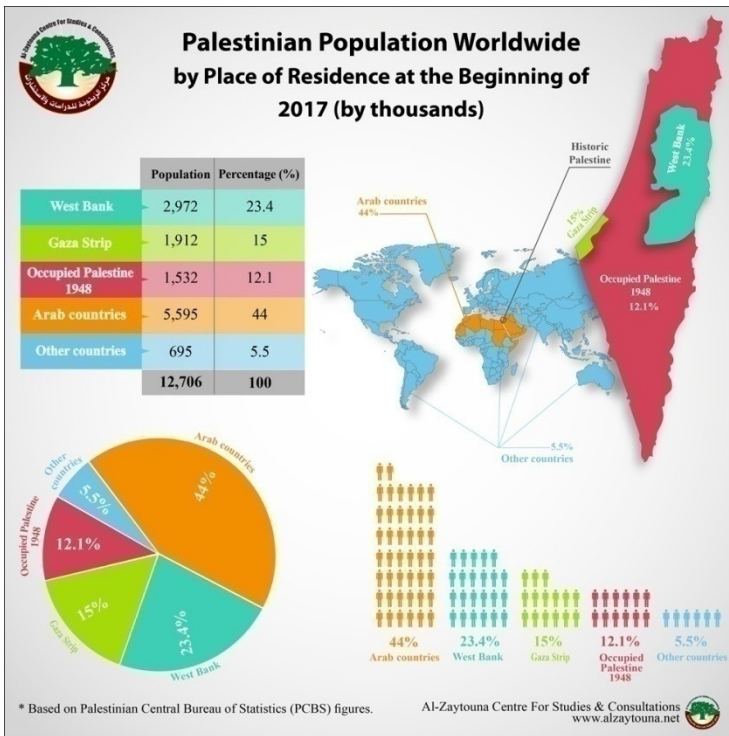
しかし、イスラエルは水源に入植地を建設し、パレスチナ人の使用を激しく制限してきた。09年に世界銀行がパレスチナの水資源に関する報告を発表した。その中で、95年「オスロⅡ合意」に基づくイスラエル・パレスチナ間の水の配分状況は大幅に改善されるべきだと記している。イスラエル人1人当たりの平均的水の使用量はパレスチナ人の4倍に当たる事、パレスチナ側は必要量の五分の一しか水源でアクセスが無く、残りは全てイスラエルが取水している上に、「オスロ合意」で規定された配分量を遥かに上回る量をイスラエル側が堀、柵などで取水している不公正の是正を求めている。こうしたことが、「オスロ合意」後のパレスチナの現実である。農業が年々難しくなったのも当然であろう。

加えて「オスロ合意」以前は、イスラエル軍政がインフラを放置した為、道路、上下水道、電気、ゴミ処理は、西岸・ガザ地区共に悪化していた。「オスロ合意」の自治政府統治によって、インフラ整備、水、下水、道路など、パレスチナ支援国会議の財源で新たに建設されたが結局、経済活動と同様、イスラエル軍の封鎖、第2次インティファダ、ハマース政権への制裁の中で停滞を余儀なくされた。そればかりか繰り返されるイスラエル軍の空爆によって、ガザ国際空港にあり、発電所を含むインフラが破壊され続けているのが現状である。その上漁業もイスラエルの海域支配、ヨルダン・エジプトとの国境も又「暫定期間」のイスラエル管理と言う「オスロ合意」を理由に、イスラエル支配下にある。「分離壁」も建設し続けている。特にガザでは封鎖と制裁で世界一の人口密度の中で、暮らさざるを得ず、繰り返しの懲罰に晒された監獄のような中で、貧困と失業は危機的水準に至った。

「オスロ合意」に反対した誰もが訴えたように、「オスロ合意」をイスラエルは占領の合法化に利用し、入植地拡大を繰り返してきた。「オスロ合意」に署名したPLO指導部は、長期占領を許したつもりは無かっただろう。しかし、占領の現実に触れず、入植地の解決も言及せず、合意したのである。そして、この合意を作り挙げた者たちが、今も米欧・イスラエルに認められたパレスチナ自治政府(PA)大統領府に居る。和平交渉が進まないのも当然と言えるだろう。

3 パレスチナ人の「帰還の権利」

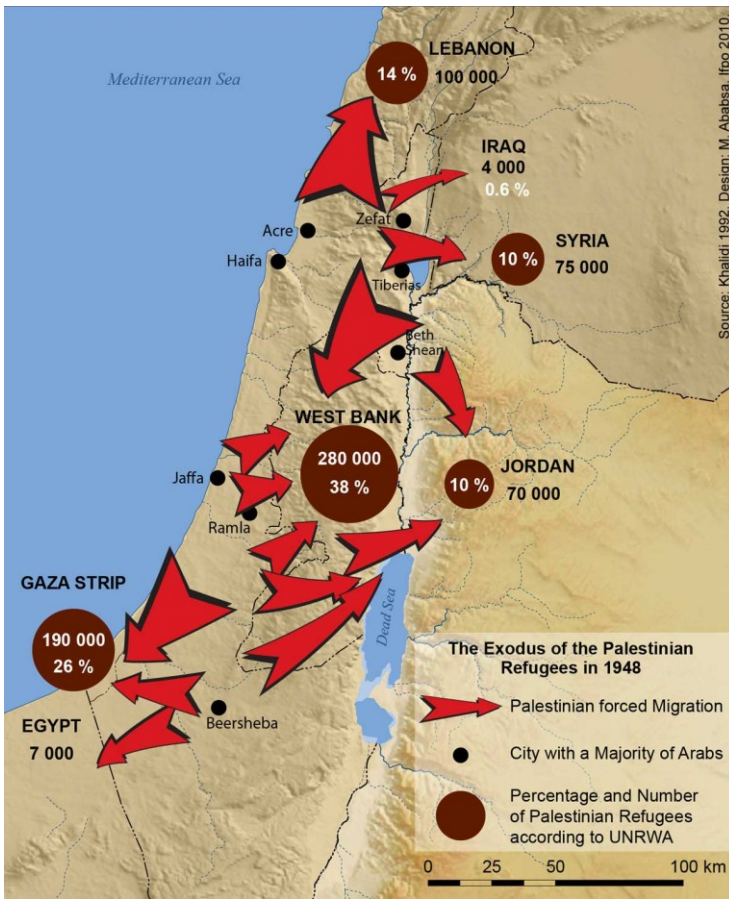
(1) パレスチナ難民の歴史的権利



Palestinian refugees
United Nations Relief and Works
Agency for Palestine Refugees in the
Near East (UNRWA)

パレスチナ難民問題は、最も火急の問題でありながら、置き去りにされて現在に至っている。現在のパレスチナ難民数は、2015年国際連合パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の資料によると約559万人にのぼっている(西岸地区19カ所のキャンプに住む難民94.2万人、ガザ地区8カ所のキャンプに住む難民13.5万人、ヨルダンに住む難民321万人、シリア9カ所のキャンプに住む難民59万人、レバノン12カ所のキャンプに住む難民49万人。ただし、これは登録

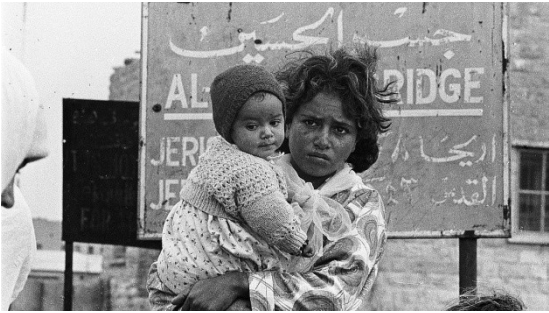
録された者のみで実際は更に難民数は多い)



1948 Palestinian exodus/ 1947-1949 Palestine war

パレスチナ難民の定義は、国際連合パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)によれば、「46年6月1日から48年5月15日までの2年間、パレスチナの地に居住した事のある者で第1次中東戦争(47年)の結果、住居や生活の糧を失い、西岸・ガザ地区、ヨルダン、シリア、レバノンに避難した者とその子孫」のことである。この規定に外れる者、例えば他のアラブ諸国に避難した者や自力で生活を再建し難民登録を行わなかった者は対象から外された。厳密に言えば、

パレスチナ人以外にも第1次中東戦争の被害を同様に受けたレバノン人、ヨルダン人、シリア人やユダヤ人も支援を受けていたという。



Palestinian refugees near Allenby Bridge.

UNWRA Archives, 1967

1967 Palestinian exodus/Third Arab–Israeli War/ Six-Day War/The Setback or 1967

52年にUNRWAがイスラエルでの活動を終了した際、ユダヤ人は除外された。国連の発表ではパレスチナ難民は72万6,000人で、当時のパレスチナ人口の7

5%にあたる。「48年難民」は現在イスラエルとなっている地域から追放された人々を指して言う。どのように追放されたかは、既に述べた。又第3次中東戦争(67年)でイスラエルがヨルダンの支配下にあった西岸地区とエジプトの管理下にあったガザ地区を占領した事によって、発生した難民は41万3,160人(UNRWA登録分)で、「67年難民」と呼ばれる。ヨルダン、エジプトに避難した者、イスラエル政府の発行する身分証が失効して帰還が認められない者10万人を含んでいる。西岸・ガザ地区に48年以来難民として住んで居たパレスチナ人が、再び二重難民として、ヨルダンや近接諸国に逃れた者も多い。この67年難民は、UNRWAの難民救済対象とはされていない。



Folke Bernadotte

/assassinated in Jerusalem in 17 September

1948(aged 53)/

Lehi (militant group) Yitzhak Shamir

United Nations General Assembly Resolution

194 December 11 1948

パレスチナ難民の「帰還の権利」を謳った国連総

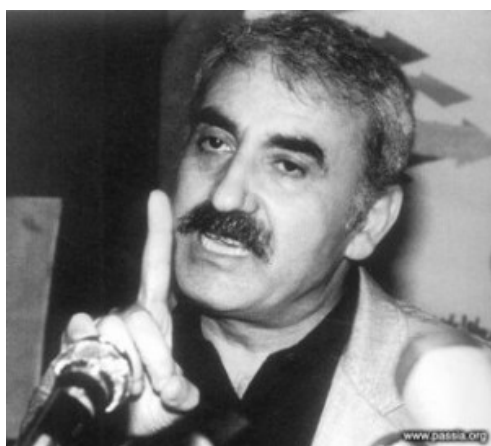
会決議194は、48年12月11日に採択されたが、この案を立案したフォルケ・ベルナドッテ伯爵は、同年9月17日、若き日のシャミール元首相たちのテロ団に暗殺された。その為、決議には立ち会っていないが、パレスチナ調停官に任命されたベルナドッテ伯爵の報告に基づいた決議であった。「公平かつ完全な問題の解決のためには、戦争で避難を余儀なくされたパレスチナの難民の故郷への帰還権を認めることが不可欠である」と。それが結実したのが、194決議であった。

当初 UNRWA は時限的な機関として設立されたが、イスラエルは難民の帰還を拒み、更に67年難民が発生し、と言う中で難民登録者の子孫が年々増加し、約3年に一度国連総会でUNRWAの存続更新決議を行ってきた。この48年難民は「オスロ合意」によって恩恵を受けず、逆に「オスロ合意」以降、UNRWAの財政は縮小され困難を増大させたままにある。西岸・ガザ地区の難民キャンプは、パレスチナ自治政府(PA)の管理下に置かれるようになった。67年難民は西岸・ガザ地区への帰還はUNRWAの難民扱いで無い為、イスラエルの合意もPLOの裁量で、94年5月の「カイロ合意」以降、西岸・ガザ地区へ帰還した者が多い。

48年難民を巡る問題は、「最終地位交渉」に棚上げされているが、「難民の帰還問題」が中心で

ある。パレスチナ難民は、他の国々の難民のように、戦乱が収まったら故郷に帰る事の出来る、いわゆる「難民」と違っている。パレスチナ難民とは、イスラエル占領の証明の実存である。帰るべき故郷が乗っ取られて、「イスラエル」という別の主権国家が生まれたこと、そして国連決議、国際社会によってその「帰還の権利」が認められているのにも関わらず、イスラエル政府が拒み続け、米国政府中心に、それを規制出来ず、既に70年間以上帰還する事が出来ない。又アラブ連盟は、65年カサブランカ協定によって、アラブ諸国に対し、パレスチナ難民の地位を維持する為に、パレスチナ難民に対して、市民権や国籍を与え無い事をPLOと共に決定している。それはイスラエル占領地パレスチナへの帰還を実現する為の措置であった。そしてこの決定時同時に難民の滞在国は、パレスチナ人に国民同様に権利を与えるよう求め、「帰還の権利」と一体の措置として来た。しかし各国の難民政策の違いがあり、特にレバノンではこの協定を理由にパレスチナ人に対する扱いは排他的政策とも言える厳しいものであった。

「オスロ合意」によって、難民問題は周辺化されたのが実情である。パレスチナ難民の、パレスチナ帰還を目指す解放機構であったPLOが、パレスチナ自治政府(PA)を重視し、パレスチナ国家が主権国家としての途上にあり、「暫定自治」の長期化によって、難民キャンプ、難民待遇は異常に永続化させられて来た。ここにパレスチナ難民の解決が、火急に問われつつ「オスロ合意」によって、放置されている実態がある。48年難民の帰還について、イスラエル政府は拒否して来たままである。



On the 34th anniversary of the PFLP: Address of Dr. George Habash 11 December 2001

01年ハバッシュPFLP議長は「カづくで追放されたパレスチナ難民が祖国に戻る権利は、個人としても民族としても神聖な権利である。数百万のパレスチナ人が難民キャンプに住んで居る現実、難民問題が解決されない限り、どんな政治的解決も遅かれ早かれそれは無効となる。誰であれ、この権利を売り渡したり、取引にすることは出来ない。何百万の難民ばかりか、全パレスチナ人を組織している政治信条は神聖にして侵し得ない国連決議194の権利を反映している。

パレスチナ難民の存在は、パレスチナの戦略的、過渡的な解放運動の命題であり、又アラブレベルの政治的、社会的、経済的な橋渡しの位置にある」と述べて、「オスロ合意」の最終地位交渉によって難民帰還の権利が取引材料とされる事を阻止するよう訴えてきた。



November 22, 1967

U.N. Security Council Resolution 242

91年に始まったマドリード中東和平会議は、国連決議194に触れず「決議242に基づく」としている。これには、米国・イスラエルのPLO排除と共に「48年難民」を無視する67年戦争後の解決を求めた国連決議242の意図が隠されている。国連決議242は、70年代、80年代と長くPLO解放勢力に拒否されて来た。それはパレスチナ人を難民としてのみ扱い、何の権利にも言及されていないからであった。しかし、91年マ

ドリッド中東和平会議では、難民問題は中東和平交渉の多国間協議の中の「難民部会」で話し合われる事になった。難民問題解決には、パレスチナ・イスラエルだけでなく、難民の受け入れを行っているアラブ諸国やUNRWAを含む国際機関も当事者として協議、合意が必要だという理由から多国間協議扱いとなった。

多国間協議は、イスラエルとアラブ側の二国間協議と並行して行われたが、「オスロ合意」後停滞したままにある。「難民部会」では、イスラエル側は国連決議242の難民とは、67年難民だと主張し、パレスチナ側は、難民問題とはパレスチナにとって中心問題であり、決議242に記されている難民問題とは、これまで発生したパレスチナ難民全てを指すもので、48年難民、67年難民を含むものだと主張した。国連決議242を批判してきたように、そのあいまいな記述こそ、逆にマドリッド中東和平会議多国間協議の中で、パレスチナの武器となったのである。それ故48年難民は、イスラエルにとってはタブーであり、又イスラエル支援の米国にとっても解決不能の問題であった。その後「オスロ合意」によって難民の帰還問題はPLOとイスラエルによる直接二国間交渉の棚上げ議題とされてしまった。

(2) 「オスロ合意」後の「帰還の権利」

「オスロ合意」と「暫定自治合意」に於いては、パレスチナ側の要求する、「国連決議194」に触れたものは無い。これは「オスロ合意」に対するパレスチナ民衆の最大の怒りであった。イスラエルの見解は、48年難民発生の原因は、アラブ側にあると主張し、アラブ諸国からのユダヤ人流入を引き受けているとして、パレスチナ人の帰還の権利拒否は、48年以来変えていない。それに言及するこなく「オスロ合意」が成立し、後の交渉へと棚上げされて来た。

「オスロ合意」の中の第12条に「イスラエルとパレスチナは、ヨルダン、エジプト両政府の間の将来の関係と協力調整の確立に加わるようヨルダン、エジプト両政府を招待する。この調整は、67年に西岸・ガザから移転させられた人々の帰還許可形態と、あらゆる無秩序、紛争などを防ぐ為に必要な付属委員会設置を含む措置を討議、合意する」として、67年難民問題のみ記載された（この委員会は、ヨルダンがイスラエルと講和した後の75年3月、アンマンで第1回会合が開かれた。それ以降00年5月スエーデンでの秘密交渉で難民問題の初めての直接両者の交渉が行われた。そこでは、イスラエルが受け入れる難民数は長期に人道的な家族再統合として1万から1万5000人程で、戻るパレスチナ人の可否を決めるのはイスラエルだと主張した。そして、実務者協議を経て、00年7月に初めてバラク首相とアラファト議長のキャンプ・デービッド首脳会談で交渉される事になった。



From left to right, Israeli prime minister Ehud Barak, US president Bill Clinton and Palestinian leader Yasser Arafat at the Camp David II summit in 2000.

2000 Camp David Summit

Ehud Barak/Israeli Labor Party/Prime Minister of Israel 1999– 2001

アラファト議長の説明する「オスロ合意」によれば、94年5月4日から自治が開始され、3年後遅くとも97年5月4日から最終地位交渉が始まり、99年5月4日には「最終地位合意」に基づく新しいパレスチナ国家が生まれる見通しであった。それは遅

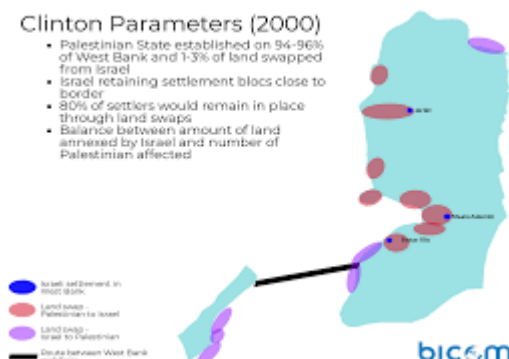
れつつも合意に沿って、イスラエル側は最終地位交渉に臨まざるを得ず、00年7月キャンプ・デービッドでのサミット会議が持たれた。これは一挙的に結着を付けようとするイスラエル・バラク労働党政権の思惑に沿って持たれたサミット会議であった。しかも、パレスチナ難民への補償財源はイスラエルが当てにしているのは、国際社会である。しかしバラク首相がこの会議で提案したのは、パレスチナ側には合意不可能なものであった。何故ならバラク交渉団はイスラエル側の難民問題の道義的、法的責任を認めず、イスラエルへのパレスチナ人の帰還を認めた国連決議194も受け入れなかったのである。

Beilin–Abu Mazen agreement 1995/Yossi Beilin/Abu Mazen (Mahmoud Abbas)

イスラエル・バラク首相側は、パレスチナ難民の帰還には合意するが、パレスチナ国への帰還であって、イスラエルへの帰還は、家族との再会の形で年間500人に限るという考えであった。最終地位について話し合った例は、それ以前に「オスロ合意」後の継続のように最終地位の枠組を話し合ってきたアッバース(アブマーゼン)とヨシ・ベイリン外務副大臣の間で合意された「アブマーゼン・ベイリン計画」がある。これは、PLOの交渉を担当した現大統領のアッバースがイスラエル労働党のベイリンと友好的な話し合いの中で作った「今後の叩き台」であったが当時からアッバースは妥協的な内容で合意している。

難民問題に関しては、イスラエル側は47年から49年の戦争の結果としてパレスチナ民族が被った精神的物質的被害を認識し、パレスチナ国家に帰還する権利を認めると記されている。そしてパレスチナ側は、パレスチナ難民の元の故郷への帰還権が国際法に約束された当然の権利だが、新しい平和と共生の為に、48年以降に作られた現実が、その権利の行使が不可能なことも認識しているとし、パレスチナ側は帰還権を持つが帰還は、イスラエルでは無くパレスチナ国への帰還を無制限とするとしている。ここでもアブマーゼンことアッバースは、イスラエル国内へのパレスチナ人の帰還の権利を主張していない。この点で、ファタハやアラファトラからも批判されていた。

しかし、00年キャンプ・デービッドサミット会議に於いて、もしバラク首相が、「アブマーゼン・ベイリン計画」のように、アプローチしたら前進はあり得たかも知れない。パレスチナ側は数百万パレスチナ難民に説明する大義が必要なのである。もともと「オスロ合意」にも賛成では無かったイスラエル労働党右派のバラク首相は帰還権を認めない事が、イスラエルの安全保障と考えている為に、当時のパレスチナ人離散の責任はアラブ側にあり、イスラエルに責任は無いという立場を貫いた訳である。この2000年キャンプデービッドサミット会議の決裂を受けて、PLO執行委員会に提出された交渉団文書の総括ではイスラエルはパレスチナ難民問題に対して道義的法的責任を負っており、パレスチナの帰還権を認めること、難民の補償はイスラエルが行うのが原則と確認した。



The Clinton Parameters 19 to 23 December 2000

Dennis Ross/Martin Indyk

キャンプデービッドサミット会議決裂後、任期満了を控えたクリントン大統領は、合意仲介の指針となる「クリントンプラン(提案)」を行った。この中で難民問題については、「帰還」を選択するパレスチナ人の帰還先はパレスチナ国家とするが、一部の難民をイスラエル側が受け入れるとし、双方がパレスチナ難民の歴史的パレスチナ、あるいはパレスチナ難民の故郷への帰還を認めるように求めたという。その中で、パレスチナ難民の最終定住地として、第1にパレスチナ国家、第2にイスラエル国家内でパレスチナに交換される土地、第3に現在の居住国での定住として示した。もちろん、これらは国連決議194の行使として、周辺当事国、国連などを含めて合意が必要な措置である。こうしたクリントン大統領提案は、「アブマーゼン・ベイリン計画」を参考にしたとされる。このクリントン大統領提案は、イスラエルロビーのデニス・ロスやマーチン・インダイクら民主党ブレーンらが与したものである。



Taba Summit 21 to 27 January 2001 at
Taba/Saeb Erekat/Yasser Abed Rabbo/
Mohammed Dahlan/Shlomo Ben-Ami—Ministry of
Foreign Affairs (Israel)

このクリントン指針を軸に、01年1月からエジプトのタバで、最終地位確定の為の草案が協議された。それが「これまでにない前進」と双方が評価したとされるものである。既に述べたように(第5章5 和平交渉継続の努力—タバ交渉)、イスラエル側は国連決議194に基づく帰還や法的責任は認めなかった。しかし、これからも相互に、その解決に向けた枠組みを話し合うと確認した。しかし、クリントンの大統領任期満了(01年1月)に加え、イスラエル労働党の選挙敗北(01年2月)で、この討議の継続には至らなかった。



Moratinos Document/EU Special Representative to the
Middle East Process, Ambassador /Miguel Moratinos

しかし、このタバ交渉(01年)の討議に参加した、EUの中東和平問題担当大使モラティノスが記した文書が残された。(01年1月27日付け「モラティノス文書」)この文書はイスラエル・パレスチナ双方から交渉内容が公正に記録されていると評価された。パレスチナ側は正式文書として認めるとしたが、イスラエル側が認めなかった為、公式文書とはならなかったが、最終地位交渉の枠組みをはっきり示すものである。この中で、難民問題についてはパレスチナ・イスラエルの双方から文書を示さなかったが「双方共、難民問題の包括的な解決の重要性を認識し合意した」と記されている。そして、双方共、難民問題は国連総会決議194を踏まえ安保理決議に基づいて解決する事を共通の土台とすることが問題となった。まずイスラエル側は、難民の悲劇と苦難についての物語(ナラティブ)に遺憾の意を示した。パレスチナ側は、イスラエル側の表明(ナラティブ)を討議し前進をみたが、全体の合意には至らなかった。

第1に「難民の帰還の権利」についてパレスチナ側は、国連決議194に基づいて解決されるべきだと述べ、イスラエル側はその立場に理解を示し、しかし、国連決議194は以下のクリントン大統領仲介の枠組みによって解決される事を望むとした。(①にイスラエルへの帰還、②にイスラエルと交換する領土、③にパレスチナ国家への居住や再定住。④に難民滞在国、⑤に第三国への定住などのクリントンの示した枠組み)。第2にこれらが難民に示されるとしたが、パレスチナ側は、どこに住むかはあくまでも、住民の自由な選択に委ねられるべきであり、選択によって国連決議194の適用が損なわれてはならないと主張した。

第3にイスラエル側は家族再統合とは別に15年の間に三段階でイスラエルにパレスチナ難民の受け入れを提案した。第一段階では、イスラエルへの受け入れで2.5万人を最初の3年で受け入れる事を示唆し、口答では、4万人を5年間に受け入れるとも示された。パレスチナ側は人数を示さなかったが、イスラエル側の立場が示されないと交渉が始まらないし、帰還は家族再統合計画に限られてはならないと表明した。

第4に補償に関しては、双方共、国際的な委員会、及び基金設立で合意した。タバ交渉のところで、最終的にイスラエルが示したのは、一度に限って10万人程度の離散家族の再統合を認めるとしたという。仲介役の米国は、10万人のイスラエルの難民受け入れと150万人のパレスチナ国への帰還案を示したという。しかし、パレスチナ・アラファト側は、帰還の権利について離散家族の再統合に限定されてはならないと、合意に至らなかったと言う。



Geneva Initiative (2003)/ Geneva Accord/Yasser Abed Rabbo/Yossi Beilin
1 December 2003, at a ceremony in Geneva, Switzerland

このタバ交渉後、双方の代表団の一部は継続して討議の上、公式では無いものの後に03年「ジュネーブ合意」として発表した。その中では、国連決議194・242及びアラブ和平提案は、難民問題解決の基盤を提供しているという事を確認し、それに基づいて難民問題を解決することに、「ジュネーブ合意」で双方合意したとする内容を示した。

が「帰還の権利」として明記されなかったため、そこではパレスチナ側が、「帰還権」を原則として放棄するものと理解された。それと引き換えに、東エルサレム旧市街のハラーム・アルシャリーフの主権をパレスチナ国家のもとする内容であった為、アラファトは受け入れを拒否した。当然と言えるだろう。この「ジュネーブ合意」は、カーター元米大統領が支援し、ユダヤ系米国人ノーム・チョムスキーたち知識人が支持した。



Lebanese President Emile Lahoud, center, at an Arab League Summit in Beirut on March 27, 2002.
Arab Peace Initiative the Arab League in 2002 at

このジュネーブ和平会議のパレスチナ難民問題では、国連決議194・242に加えて、アラブ和平提案は難民問題の解決を基礎としたが、それは必ずしもパレスチナ難民の帰還権の自由な行使を意味していない。アラブ和平案も「国連決議194に基づいたパレスチナ難民問題の公正な解決」を謳っているが、「合意された方法で実行する事をイスラエルが確認すること」としている。タバ交渉で話し合われた以上に現実の適用は複雑であり、火急に600万人を超える難民の全面的な解決が求められる。「ジュネーブ合意」は、タバ交渉より前進した内容とされつつも、パレスチナ側が国連決議194の帰還権を放棄する事によって、イスラエル側は人道的に難民問題の解決を小規模に行うものであったに過ぎなかった。半世紀を遥かに越える難民生活を強いられてきたパレスチナ人の「帰還の権利」を認め、現実的な解決を「ロードマップ化」する闘いこそ、PLO・PAの最重要任務である。

(3)「帰還の権利」の危機

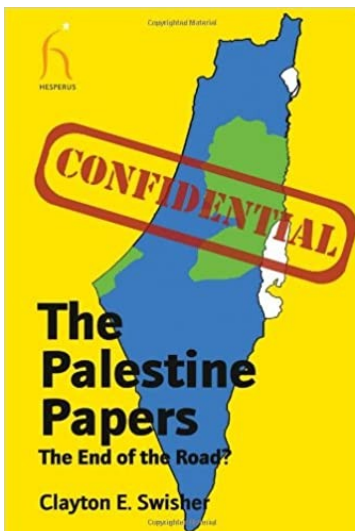
Ehud Olmert's Peace Offer(2006 - 2008)

イスラエルは難民問題に関しては頑なで、オルメルト提案に示されたように、パレスチナ難民のイスラエル領への帰還は認めず、パレスチナ国家への帰還のみ許されるとするものであった。以上がこれまで、最終地位交渉の中で示されてきたイスラエルの立場である。基本は、国連決議194の実行「帰還権」は認めないという立場は建国以来変わっていない。道義的法的責任は認めないままに、「人道的措置」によってイスラエルが身元調査の上、何千分の一の難民が「家族との再統合」の名目でのみ、イスラエル領内への帰還が許されるというものである。パレスチナ人にとって難民問題は、パレスチナ解放闘争発生 of 根拠であり、その闘争主体はパレスチナ難民たちであった。この問題を放棄することは、とても民族的に許し得ない問題としてある。同時にイスラエルはアラブ人の人口増加を怖れており、ネタニヤフ政権になって以降、この問題を避け、領土も返さないし、アラブ・パレスチナ人を受け入れない立場から最終地位交渉に入ろうとしない。

Palestine Papers Al Jazeera/Saeb Erekat/Ziyad Clot

一方パレスチナ自治政府(PA)は、11年1月「アルジャジーラ」によって暴露された文書で、難民問題に関して触れている箇所がある。それによれば、イスラエル・オルメルト首相が拒否する「帰還の権利」に対して、米国務長官コンドリー・ライスも入って話し合い、人道的意味で5,000人の帰還が提起された。アッバースが、何百万人の難民のうち5,000人だけ故郷に戻れるなどとは言えないと、拒否したなどの記録がある。その人数が一定のものなら、受け入れる構えであった様子が示されていた。イスラエルは、パレスチナ人の「帰還の権利」を拒否し、イスラエル拒否の現実を認めて、PLO・PA側は、国連決議194は無理として、一定の人員(イスラエルの許す範囲)で決着させようとしている。95年の「アブマーゼン・ベイリン計画」の、アッバース

(アブマーゼン)の姿勢である。つまり「48年難民」は、アラファトが振りまいた「オスロ合意」の希望とは相容れないものとして、秘密交渉が続いていたと言える。「オスロ合意」の現実を示してあまりある。

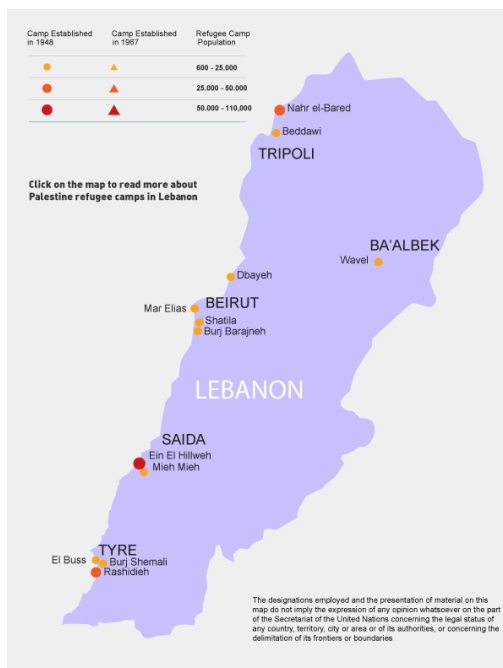


しかし、現実のパレスチナ難民は、年々厳しさが増すばかりである。ヨルダンのパレスチナ難民は、ヨルダン国籍が与えられ、選挙権、被選挙権を持っている。ヨルダンでは、48年には10万人を超える難民が流入し、5か所の難民キャンプに收容された。ヨルダンが西岸併合後、67年戦争による西岸地区のイスラエル軍占領の結果、東岸ヨルダンは更に8か所の難民キャンプを建設した。国際連合パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の管理とヨルダン政府の「パレスチナ難民問題局」(DPA)によって、ヨルダン滞在の難民は管理された。その結果ヨルダン人口の60%以上をパレスチナ人が占め、70年のヨルダン内戦後は、政治活動が厳しく取り締り、国家統制下に置かれるようになった。DPAとキャンプ内の協調で成り立ち、又占領された西岸地区もヨルダン国民として議会に組み込まれてきた。しかし、87年第1次インティファダが起きると、西岸地区は88年に、ヨルダン王政が主権を放棄して以来、ヨルダン国籍を失った。



A woman standing in front of the rubble of her destroyed house in the Yarmouk Camp - 2018
the General Authority for Palestine Arab Refugees (GAPAR)/
Yarmouk Camp "unofficial" refugee camp 1957-

パレスチナ難民は、シリアでは65年アラブ連盟決定とPLOの方針に基づいて国籍は与えないが、市民権を持ち、シリア人と同等の権利、行政サービスを受けてきた。シリアでは、シリア政府の下に、「パレスチナ・アラブ難民局」(GAPAR)という独自機関を持ち、パレスチナ難民関連を統括している。この職員は行政公務員だが、パレスチナ難民自身が多い。労働許可なども、もちろん不要で、キャンプの外で生活する者が多い。しかし、シリア内戦によって、ヤルムーク難民キャンプなどが、アルカイダ系勢力に占拠されたり、それに対抗するPLO勢力からのキャンプ防衛戦争の衝突で、二重難民となったパレスチナ人が多い。既にシリアのパレスチナ難民11万人が、再び難民として国外に逃れ、シリアからガザへと戻った者もいる。14年のイスラエルの空爆によって、シリアから避難して来たパレスチナ難民が殺されたことは、既に述べた。シリア内戦開始前56万人いたパレスチナ人の多くは、シリア国内に避難し、18万人が暮らしていたヤルムークでは、一時7,000人程しか住んでいなかったと言う。シリア内戦によるパレスチナ難民の犠牲者は既に2,000人を超えているとPLOが明らかにしている。



Ain al-Hilweh refugee camp / Rashidieh refugee camp / Burj el-Shemali refugee camp / Beidawi refugee camp / Bourj el-Barajneh refugee camp / El-Buss refugee camp / Shatila refugee camp / Wavel refugee camp / Nahr al-Bared refugee camp / Mieh Mieh refugee camp / Dbayeh refugee camp / Mar Elias refugee camp

又レバノンでは、既に述べたようにパレスチナ難民は、イスラエルから逃れて来た「48年難民」が多く、国籍も市民権も与えられていない。その上60を越える職種には、就くことが禁じられて来た。加えて、「オスロ合意」以降、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の縮小で、最も被害を受けているのはレバノンに居住する難民たちである。レバノンには15年、UNRWAによると49万人が居住するとされるが、シリアの「パレスチナ二重難民」が避難し、親族、家族を頼ってレバノンの難民キャンプに肩を寄せている。



Palestine Red Crescent Society
Founded in 1968, by Fathi
Arafat 1993–2004 (Yasser Arafat's
brother)

レバノンの難民キャンプの劣悪な状態は限界である。公的医療が受けられない為、パレスチナ赤新月社やNGO、UNRWAに依存しており、年間延べ約60万人に医療サービスを施しているが、医療サービス、医師、スタッフ不足、資金不足が続いている。かつては難民キャンプからソ連・東欧に留学し医者になる道があったが、今はそうした道も閉ざされている。シリア内戦から逃れて来た人々は、ヤルムーク難民キャンプから主にベイルートのシャティーラ難民キャンプ、南部サイダにあるアイン・ヘルワ難民キャンプなどに避難している。レバノンでは政府の公的サービスが受けられず、UNRWAに依存しているが、予算の年々の縮小に必要最低限も満たしていない。アイン・ヘルワ難民キャンプは5万から6万人が住んで居たが、現在の実人口は2倍の12万人と言われる。加えて、シリア人の難民がレバノンには既に120万人を越えて居ると言われる。(シリア難民は、国連難民救済機関(UNHCR)が担当している)



Lebanese Druze leader Walid Jumblatt walks in the courtyard of his ancestral home in Mukhtara, Lebanon, on Januray 16, 2010 Walid Jumblatt/Progressive Socialist Party

10年ワリード・ジョンブラッド(ドルーズ・進歩社会主義党)らの提案で、パレスチナ難民に対する就労規制の緩和、財産、社会保障などの市民権を求めた。他の外国人並に就労規制などは緩和されが、就業差別は変わっていないと言うのが実情と言う。かつてPLOの下で各キャンプの住民を、統合して来た「人民委員会」は、80年代アラファト派との対立で、親シリア勢力が指導権を持ったが、財源も無く「オスロ合意」後、特に機能不全になり各組織共、再建に尽力していた。

ヨルダンやシリアと違ってレバノンでは、政治上、治安上もパレスチナ難民に排他的政策を取って来た。82年のイスラエルによるレバノンからのPLO追放までは、レバノン内戦下の力関係の中で難民キャンプは解放運動の拠点であった。又UNRWA自身は非政治的機関である為とレバノン政府がヨルダン、シリアのように難民関連機関を持たない為に、レバノンの難民キャンプは常に自治、自活、自衛を強いられてきた。その中で自分たちでUNRWAと協力してPLOの下で政治団

体、労働者、女性、教員、技術者などの産業や職業別の諸団体を結成しながら自らの将来のパレスチナ国の原基形態を育むという考えがあった。

私が70年代初期に共同した頃のキャンプの姿である。しかし、湾岸戦争を経て財源の急速な枯渇に加え、「オスロ合意」で48年難民の国連決議194に触れなかったPLO指導部の過りは、難民問題を周辺化したばかりか、解決不能状態を作り出し、最終地位交渉では、帰還権を放棄する姿勢さえ窺える。「オスロ合意」は「帰還の権利」が奪われるように設計されているのを忘れてはならない。パレスチナ解放闘争の原点は、奪われた故郷に戻り平和に暮らすことにあった。もう70年を越える中で国際社会はあまりに冷淡である。600万人のパレスチナ難民の解決こそ、中東和平の解決である。

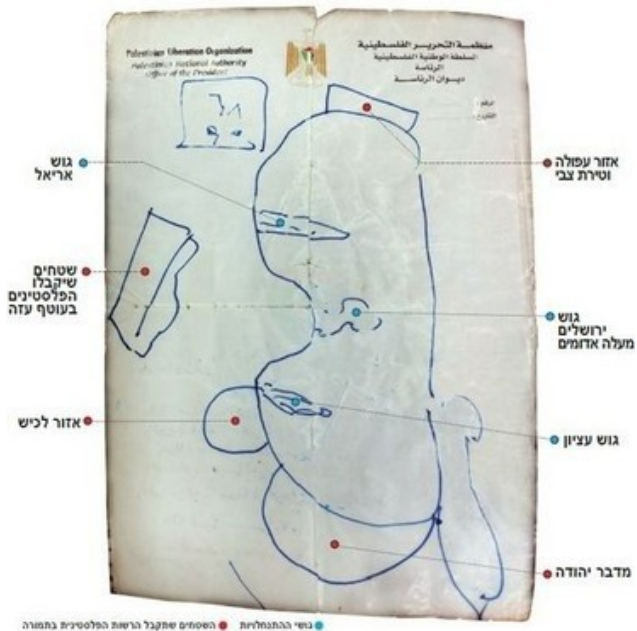
4 「最終的地位」の枠組

(1) パレスチナ国土と「エルサレム問題」

「オスロ合意」に基づいた、パレスチナの「最終地位」を想定した提案は、これまでにいくつか示されて来た。「最終地位」とは、つまり建設される「パレスチナ独立国家」の内実となる。年代順に言えば、第1に95年10月31日付けの「アブマーゼン(アッバース)・ベイリン計画」、第2には00年5月スウェーデンの秘密交渉でのまとめ案、第3に00年4月キャンプデービッドでのバラク・アラファト首脳会談、第4に01年米国クリントン大統領仲介を元にした「タバ交渉」、これはそれまで一番双方にとって合意に近いものと言われた。この文書化されなかった「タバ交渉」に、参加したEU特命大使モラティノスがまとめた「モラティノス文書」がある。第5にイスラエル・ベイリン元副外務大臣(労働党)とPLOヤーセル・アブラボらが中心となって、米国元大統領カーターなどを証人にまとめた「ジュネーブ提案」、第6に、シャロンを継いでイスラエル首相となったオルメルト(カディマ党首)の提案がある。その間にもいくつかの実務者による最終地位交渉が続いた。それらを捉え返してみると、既にパレスチナ「最終地位」の枠組が浮かび挙がってくる。

まず領土についてである。95年の「アブマーゼン(アッバース)・ベイリン計画」では、西岸の94%とガザ全域がパレスチナ国家の領土となり、パレスチナ国家に存在する全ての入植地の解体と西岸、ガザを繋ぐ道路を建設してパレスチナを一体の国家とするという考えである。しかし、これは一般枠組に過ぎず6%分の領土は隣接する入植地をイスラエル側が併合するものなど不明である。96年5月5日、イスラエル・ペレス政権下、「最終地位交渉」が始めてもたれたが、選挙でネタニヤフ政権となり、進展しなかった。バラク政権になって、00年1月30日交渉でバラク政権が提示したのは、西岸領土の40%をイスラエル領とする内容で、00年5月スウェーデン秘密交渉でもイスラエルの西岸併合は25%と広域であった。以降交渉を続け、00年7月キャンプデービッド首脳会議に至った。

領土についてイスラエルは、二つの地図を示し、イスラエルが西岸の10%又は13.5%を併合する事を、このアラファト・バラク交渉で案を主張した。このイスラエル案は、休戦ラインの外、つまりパレスチナ側にある入植地・東エルサレム入植地を含む軍事的要衝と水資源を持つ土地を併合する内容であった。国境と安全保障問題では、イスラエルは67年戦争以前の休戦ラインには戻らないこと、パレスチナ国家は非武装であることが提案された。その後01年1月の「タバ交渉」では、西岸の6%の併合(エルサレム・ベツレヘム・カルキリアなど)を求めたとされた。



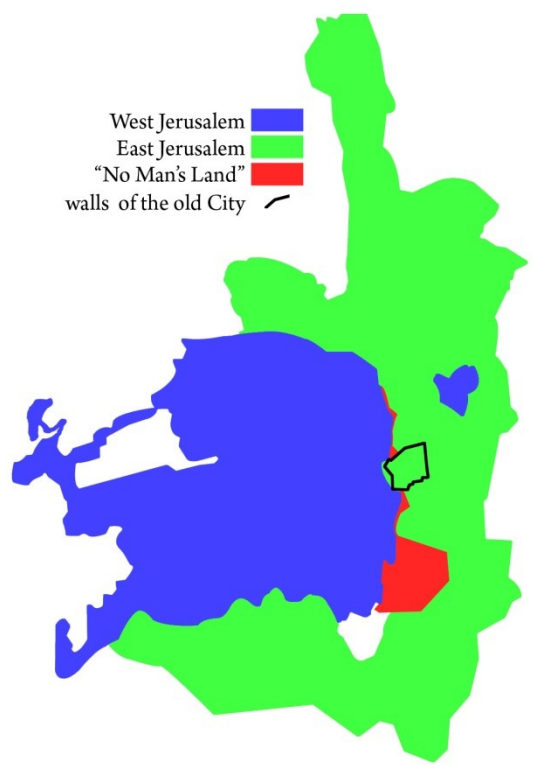
The Palestinian leader took a piece of the Presidential Office stationery and sketched the borders of the Palestinian state from memory.

Ehud Olmert's Peace Offer(2006 - 2008)

08年から09年にかけて行われた「オルメルト提案」では、93.7%をパレスチナ側に返還し、6.3%を入植地群としてイスラエル領に併合するとした。そしてその見返りとしてガザ地区に隣接したネゲブ砂漠の土地5.8%とパレスチナ国の西岸地区とガザ地区を結ぶ道路(回廊)と、土地の交換を行うというものであった。しかし、この入植地群の併合は、パレスチナの水源戦略要所、東エルサレムを含むもので、「良いとこ取り」である。又安全保障、国境問題について、イスラエルの

要求の第一は、「パレスチナ国家の非武装」である。加えてイスラエルは、アラブ諸国との間に和平条約が締結されるまでパレスチナ国内に監視の為、イスラエル軍施設を置くとする考えは95年の「アブマーゼン(アッパース)・ベイリン計画」から示されていた。

93年「オスロ合意」の、アラファト「9・9書簡」で既に示したように、PLOは「パレスチナ非武装国家」を立場として来た。イスラエル側も、01年「タバ交渉」でも更に08年「オルメルト提案」も、「パレスチナ非武装国家」である。「オルメルト提案」は、西岸領土に食い込んで必要な要所をイスラエル側に取り込んだ分離壁を、そのまま国境線にするものである。





Old City (Jerusalem)

次にエルサレム問題については、「アブマーゼン(アッパース)・ベイリン計画」では、エルサレムについて宗教、国籍に関わらず全ての人に開かれた都市とする事が述べられていた。00年7月キャンプデービッド首脳会議では、イスラエルは、東エルサレムを67年6月併合以来「統一されたイスラエルの永遠の首都」を主張し、譲る考えは無かった。その上で、東エルサレムの一部を共同で管理することにイスラエルは応じた。しかし、パレスチナの首都とする東エルサレムは、本来の東エルサレムのハラム・アルシャリーフの在る旧市街では無く、外側の近郊のアブディス村とする事。つまり、休戦ラインの西岸のパレスチナ側にある入植地は、拡大された「エルサレム市」としてイスラエルが併合し領土とする。イスラエル領内のアラブ人居住地の自治や管理は認め、旧市街のハラム・アルシャリーフはパレスチナの宗教的主権も認めるという内容であった。



①Mecca Holy land (Saudi Arabia) ②Medina Holy land (Saudi Arabia) ③Jerusalem Holy land

エルサレムは、イスラーム教徒にとってはマッカ、メディナに続く聖地であり、パレスチナだけの問題ではない。現に67年の占領以来、ハラム・アルシャリーフの管理運営は、これまでと変更しないというイスラエルの表明によって、ヨルダンの管理下にある。パレスチナ国に於いては、国家

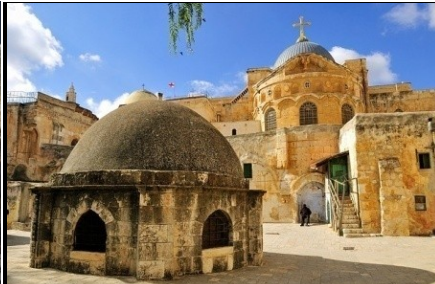
の首都の中に旧市街の聖地が含まれねばならない。アラブ諸国、サウジアラビア、ヨルダン、エジプト、モロッコなどが、これまでもエルサレム問題に関与してきたし、イスラエル併合は許されていない。01年1月「タバ交渉」では、パレスチナ国が東エルサレムのパレスチナ人居住区の主権を持つことが原則合意された。そして、東エルサレムにある入植地の一部について土地交換にパレスチナ側が応じることが示された。そして、パレスチナの旧市街地についてはムスリム教徒地区、キリスト教徒地区をパレスチナ国が、ユダヤ人地区及びアルメニア人地区の主権をイスラエルが持つことで合意したとされる。しかしこの時も、ハラム・アルシャリーフについて、パレスチナの主権は認めず今後の討議課題とした。



Al-Aqsa Mosque



Wailing Wall



Church of the Holy Sepulchre

①al-Haram al-Sharif Holy land (Dome of the Rock・Al-Aqsa Mosque) /②Temple Mount Holy land (Wailing Wall) /③Church of the Holy Sepulchre Holy land (Calvary)

米国提案は、「嘆きの壁」とアルアクサー・モスクのある上部の主権の、分割を示したという。更に「オルメルト提案」(08年)では、双方でエルサレムを共有するとして、ユダヤ人地区をイスラエルの首都に、アラブ人地区はパレスチナに加えヨルダン、サウジアラビア、米国とも共同し、国際的な枠組を創設し、聖地の主権・管理については、今後5年間のタイムテーブルで交渉するとしていた。前提として忘れてはいけないのは、この全東エルサレムは、パレスチナの領土、ヨルダンがかって併合したパレスチナの領土であること、イスラエルは不法占領しているという事実である。

イスラエル側は、「オスロ合意」後も、併合を実体化する為に東エルサレムの入植地内の住宅建設を進め、ユダヤ人口の増加を図ってきた。その一方で「グリーンエリア」として東エルサレムのパレスチナ人に宅地利用を認めない地域を指定し、パレスチナ人の住宅建設を妨害した。都市政策の権限を「エルサレム市」が独占する事によって、土地は入植地の建設用として確保するという方法で、エルサレムのユダヤ化が進行し、ネタニヤフ政権ではそれが極端に広がった。

国連人道問題調整事務所 (UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs: OCHA) は、16年には少なくとも、180家族372人の子どもを含む818人が、エルサレムを追われた。これは、入植者の要求によるもので、入植者が東エルサレムのパレスチナ人地区に進出し、パレスチナ人の住宅、移動の自由を奪い、制限することが、パレスチナ人とイスラエル人の衝突の原因となっている。イスラエル占領下の東エルサレムの現状変更は、国連安保理決議で禁じられているのである。

そして、ネタニヤフ政権は最終地位交渉に入ることを拒んでいる。東エルサレムの併合は止めないし、「統一エルサレムはイスラエルの永遠の首都」という立場を変えていない。しかし一方で、02年サウジアラビアが提案し「アラブ和平案」と如何に協調の可能性を作るか、イスラエル政府は考えて来た。「反イラン中東秩序」作りで非公然に情報機関の米国・サウジアラビア・イスラエル

の共同を進めて来たことは知られている。アラブ諸国との関係正常化に向けては、イスラエルは何よりも「エルサレム問題」の解決は欠かせない。サウジアラビアもイスラーム世界に対して、「マッカ・メディナ二聖都の守護者」を自称している以上、エルサレムのイスラーム聖地のイスラエル併合を許せる立場には無い。

米国のバックアップの下、東エルサレムにある民主主義コミュニティ開発センター、イスラエルのネゲブ平和開発戦略機関などが「アラブ和平案」のイニシアチブを活性化させようとする動きがある。イスラエルの思惑としては、これまでの「パレスチナ問題の解決なしには、アラブ諸国との関係正常化はなし得ない」と言う前提を打ち破ろうとするものである。つまり、「エルサレム問題の国際化解決」によって、逆にパレスチナ側に、イスラエルの意向に沿って妥協を迫ることである。こうした思惑もあって、「オルメルト提案」と02年「アラブ和平案」のイニシアチブと結びつけて、今後も「エルサレム問題」を話し合われる可能性はある。

(2) 安全保障と入植地国境問題



“Greater Israel”: The Zionist Plan For the Middle East February 5, 2020

Greater Israel (Revisionist Zionism) / Neo-Zionism (Ya'akov Katz (politician born 1951))

最終地位交渉では、他に安全保障、国境問題、入植地、水源、難民問題が議題としてある。入植地問題は、リクードの大イスラエル主義や67年第3次中東戦争後の労働党の「アロン計画」に示されるように、イスラエルの併合すべき地域に軍事施設、入植地建設を挙げた。主に労働党時代

はヨルダン渓谷沿いと東エルサレム中心であったが、77年にリクード政権になると西岸地区に対する「大イスラエル主義」、つまり全西岸地区の併合を既成事実化する為の、入植地が各地にパレスチナ人居住地を囲むように拡大した。東エルサレムを除いた西岸地区に121のユダヤ人入植地があり、09年時点で28万人が居住していた。その他に約102の無認可入植拠点が小規模に点在している。これらは「オスロ合意」後に増加したと言われる。

08年「ピースナウ」の資料によれば、「オスロ合意」時、93年の時点では11万6,300人の入植者が西岸地区に居住していた。第2次インティファダが発生した00年には19万8,000人に増え、「ロードマップ」が公表された03年には23万1,800人、07年には27万5,200人、16年には西岸地区と東エルサレムを含めると、実に64万人に増加した。東エルサレムでは、旧市街を取り囲む入植地群に加えて、9カ所の国立公園でエルサレムを包囲し、分離壁の西岸地区の土地の収奪と合わせて、エルサレムを「ユダヤ化」して行く計画が進んだ。それでも、エルサレムのアルアクサー・モスクには、16年のラマダンが始まって2週間の間に、20万人以上が礼拝した。イスラエルの制限や妨害が無ければ、その数は何倍にも増えるであろう。和平交渉を拒み、エルサレムの「ユダヤ化」の中で、入植地問題は全ての問題との連関の中で問われる事になるが、パレスチナの要求する交渉に向けた入植活動の凍結どころか、拡大しているのが実情である。



Jordan Valley/Negev Desert

最終地位交渉に安全保障問題があるが、整理してまとめられているものは、先に触れた「モラティノス文書」である。そこでは、イスラエル側は、第1にパレスチナ領土内に3カ所の早期警戒地点の設置を要請した。パレスチナ側は合意する用意はあるが、具体的な条件など今後の交渉が必要だとしている。第2にパレスチナ国家は非

武装でなければならないと要求し、パレスチナ側は制限された武装で合意する用意があるが、その内容は解決されていない。第3にイスラエルはパレスチナ国の領空をパレスチナの主権として認め、パレスチナの国際基準に準じた民間飛行にも合意する。しかし、イスラエルの管制が優先する一元的な管制システムの設置を求めた。加えて、イスラエル軍の作戦と演習の為に、パレスチナ領空のアクセスを要請した。パレスチナ側は、イスラエルとの民間飛行システムに協力するが、イスラエルに優先権を渡すことは望まない。イスラエル軍の作戦や訓練の為にパレスチナ領空の使用は拒否する。パレスチナ国は中立の立場にあり、アラブ隣国を否定するような優先権をイスラエルに与えることは出来ないと答えている。

第4に西岸地区、ヨルダン渓谷からのイスラエル軍の撤退については、クリントン仲介案が示した、36ヵ月後を目途に西岸地区から撤退し更に加えて36ヵ月の間にヨルダン渓谷から撤退して国際軍に引き渡すという案に対して、パレスチナ側は36ヵ月の撤退プロセスに対し、パレスチナ・イスラエル間の緊張を回避すべく、18ヵ月間に国際監視部隊の監視下での撤退を求めた。ヨルダン渓谷は、更に10ヵ月の期間内の撤退を求めるとした。第5にイスラエル側は、更にヨルダン渓谷の5カ所のイスラエル軍緊急展開地点を維持、活動する事を要求したが、パレスチナ側は、2カ所の期限付きの国際監視部隊による緊急展開地の設置を検討するが、イスラエル軍に対しては行わない。パレスチナ側は、非常時に於いても、パレスチナの領土にイスラエル軍配置は合意出来ない、この任務は国際監視部隊が行うべきだと主張した。第6に「反テロ」については、治安協力とテロとの闘いの共同促進に向けた準備をすとした。



Green Line/1949 Armistice border/(pre-)1967 border

第7に国境と境界については、パレスチナ側はパレスチナの主権の下に国境管理について確認されるものと考えているが、その国境の確認の証明などは話し合われていない。又パレスチナ側は67年戦争前のグリーンラインをパレスチナ国家のイスラエルとの境界としているが、イスラエル側は、それは国境を決める出発点のベースとして認めているに過ぎないと主張し、東エルサレムの入植地の大半を併合して、ネゲブ砂漠や西岸地区、ガザ地区を結ぶ道路の土地と交換

する考えにある。パレスチナ側のグリーンラインを国境とするは拒否されたままにある。パレスチナ側は「モラティノス文書」によるとタバ交渉で西岸地区の3.1%の土地の交換に応じるとしたが、クリントンが示した4%から6%の併合には反対した。イスラエル側は6%の西岸地区併合に加えて2%の土地の借用を更に要求した。

イスラエル側は、ヨルダン渓谷沿いの入植地を放棄する代わりに、東エルサレムにある入植地マアレアドウムとジヴァゼエブを併合すると主張した。ここは東エルサレムを首都とするパレスチナにとっては譲れない場所であり、決着はついていない。この入植地併合を許すことは、エルサレムを首都とするパレスチナ国の生存を脅かすだろう。又「モラティノス文書」では触れていないが、水問題がある。イスラエルの水道会社メコローツ社の水源の70%は西岸地区にあり、入植地は水源を占有している。パレスチナ側に水使用制限を強いて来たイスラエルは、西岸地区返還は水資源問題を生むだろう。社会的死活問題はやはり、パレスチナの犠牲によって贖うだろう。

以上が「モラティノス文書」の、主な安全保障に関する内容である。以降、イスラエル・オルメルト政権の交渉では、これよりも後退している。パレスチナに非武装国家を求め、又他の国とパレスチナ国がいかなる軍事同盟も結ばない事を、条件とするオルメルト案である。更に「分離壁」を国境と、主張している。加えて、既に述べたように、難民問題の解決では、実質的に国連決議194に沿った、パレスチナ「48年難民」の帰還の権利はかなり難しい。

(3) 「オスロ合意」の正体

このように「最終地位交渉の枠組」を捉え返して見ると、はっきりと「オスロ合意」の正体が見えてくる。「オスロ合意」とは、すなわち「イスラエルの安全保障の為にパレスチナを統制する枠組」であった。もっと言えば、91年マドリッド中東和平会議の枠組自身、そこに本質がある。イスラエルの「生存権」を保障し、隣接国家との紛争を終わらせ、78年「キャンプデービッド合意体制」の完成を新中東秩序として作りあげる戦略が明らかであった。78年のキャンプデービッド合意の「パレスチナ自治」のヴァリエーションとして「オスロ合意」体制が枠組まれ、イスラエルの安全保障に抵触することは認めず、イスラエルにとっての安全保障優先に合意しない限り、暫定自治期間はいつでも永続させる仕組みである。そして又、「イスラエルの安全保障」については、リクードのシャミールから労働党のバラク、オルメルトなどの考えが違い、その分パレスチナ側にその交渉の矛盾や犠牲を繰り返し押し付けて来た。

「オスロ合意の正体」を見定めると、全分野が「イスラエル・パレスチナ合同委員会」に監視されつつ依存し、管理統制されている姿は明らかであろう。それを現実として受け入れて、パレスチナ国を成立させるのだろうか。かつて91年マドリッド和平会議の出発点であった、イスラエル側と米国側の構想は一致していた訳では無いが、このイスラエルの安全保障の戦略的実現の為に、パレスチナは、ヨルダンの一部(自治であれヨルダンとの連邦国家であれ)として位置づけされてきた。ところが「オスロ合意」によって、それは新しい選択肢をイスラエルに与えた。イスラエルに依存せざるを得ない、イスラエル支配下のバンツースタンとして、パレスチナ国家を作り上げる事である。暫定期間5年の暫定自治政府は、内政や警察権は自治区内で持てるが、国防、入植地、イスラエル人に対する行政、治安、更には外交は除くことに、「オスロ合意」は暫定自治で合意してしまった。永続的にそのまま、イスラエル国の中の自治区とされている。

最終地位交渉は今も、ネタニヤフ政権によって拒まれている。ネタニヤフは、入植地を拡大し続

ける事を前提に交渉の再開を求め、「ユダヤ国家」としてイスラエルを認める事を要求している。かつて自らが示した「アロン・プラス計画」の40%西岸地区の併合を最大の譲歩とし、東エルサレム併合の上でサウジアラビア、米国との協議でエルサレム問題での可能な妥協を探ろうという考えであろう。ネタニヤフはジャボチンスキーの戦略に沿ってユダヤ国家化を目指している。ネタニヤフは大イスラエル主義を維持する事を絶対としなかつ、実際には大イスラエル主義のリーベルマン外相、ベネット教育相と言った極右と共同して「アロン・プラス計画」も引っ込めている。そうしなければ、ネタニヤフより右の勢力がリクードに取って代わるほど、ネタニヤフ政権の排外主義によって、イスラエル社会全体が右傾化した。ジャボチンスキーの「鉄の壁戦略」は、絶対的イスラエル優位の上で、アラブ側と交渉するというものであったが、ジャボチンスキーのエピゴーネンたちは、全土併合を野望し、交渉を拒んだままにある。まだユダヤの絶対的優位は、不足と捉えているのだろうか。

 **目次** <http://0a2b3c.sakura.ne.jp/p2-mokuji.pdf>

 **第14章** <http://0a2b3c.sakura.ne.jp/p2-ls14.pdf>